

お知らせ

◆一般車乗降場と市営穂積駅南第2駐車場について

J A ぎふ穂積支店跡地にて整備を進めていました一般車乗降場と駐車場が、ご利用いただけるようになりました。駅周辺の混雑緩和のため、送迎時の送り先や待ち合わせ場所としてご利用ください。



【施設のご利用にあたって】

- ・一般車乗降場は、乗降のための停車の場合にご利用できます。
- ・一般車駐車場は、送迎用の一時駐車場です。
- ・長時間の利用は、ご遠慮ください。
- ・乗降の際は、速やかにお願いします。

◆J R穂積駅周辺まちづくり協議会ExSite（エキサイト）からのお知らせ

NPO法人として新たにスタートしました！

エキサイトは、今までの民間活動団体から「特定非営利法人J R穂積駅周辺まちづくり協議会ExSite」として生まれ変わりました。社会的信用を上げ、組織基盤の強化を図り、活動の幅を広げていきます。今後とも、皆様ご協力よろしくお願いいたします。



2月にNPO法人設立の認証及び法人登記が完了したことを受け、3月4日に法人設立のお披露目を開催しました。

【エキサイト会議について】

毎月第2、第4水曜日の18時から開催しています。会員に限らず、興味のある方は誰でもご参加いただけます。

【入会について】

下記までお問合せください。

【問合せ先】

J R穂積駅周辺まちづくり協議会ExSite（エキサイト）事務局  
〒501-0222 瑞穂市別府658番地13 TEL 058-329-5520 FAX 058-329-5521  
E-Mail hozumiekishu@gmail.com



コラム 土地区画整理事業により建物が移転となった場合、どのような補償がされるのか。

現在の土地から一度仮住居へ転居し、その後換地先へ転居する「中断移転」となった場合、下記項目が補償の対象となります。

・地区内にお住まいの方

建築物の移転料	建物本体、設備、解体費等
工作物等の移転料	建物廻りの塀や物置等
立木の移転料	庭木、生垣、芝等
動産の移転料	家財道具等の引越し代（屋内動産）他、屋外動産（建物廻りの雑品）等
仮住居等の使用に要する費用	移転中の仮住まいの費用（家賃）
移転雑費	移転に伴う法令手数料等の諸雑費

・お店や駐車場を経営されている方

左記の補償項目に加え、営業を休止せざるを得ない場合には、**休止期間における収益の損失に対する補償**があります。

※現地での建物調査を行い、補償費を算定しますので、地権者様ごとに補償される項目が異なります。

穂積駅周辺まちづくり news letter

～瑞穂市が提供する新しい駅周辺に関する情報発信～



J R穂積駅圏域拠点化構想 【ビジョン】  
みんなの心をつ・つ・む場所 ほづみのエキチカ

「穂積駅周辺まちづくり ニュースレター」は、駅周辺のまちづくりに関する検討の内容や進捗の状況をお届けしていきます。

穂積駅南地区地権者協議会を設立しました

J R穂積駅南側の優先的に整備する区域内のAエリアにおいて、基盤整備の事業化に向けた地権者協議会を設立しました。

駅周辺整備については下記QRコードからもご確認ください





J R 穂積駅周辺整備検討委員会 計8回

- <検討事項>
- ・事業の進め方
  - ・整備エリア
  - ・道路、駅前広場
  - ・ソフト事業
  - ・駅周辺のまちづくり
  - ・フレキシブルゾーン
  - ・土地利用
  - ・J R 穂積駅周辺整備基本計画 (素案)

瑞穂市 J R 穂積駅周辺整備基本計画 策定

- ・ J R 穂積駅周辺のまちづくりに関する説明会
- ・パブリックコメント実施、とりまとめ

R4.9

公表  
整備基本計画

駅周辺整備に向けた合意形成

- 連絡会・協議会
- 整備実施計画の検討
- 都市計画決定に向けた住民説明会

都市計画決定

土地区画整理  
事業の認可

工事の実施

穂積駅南地区地権者協議会

「瑞穂市 J R 穂積駅周辺整備基本計画」に示された優先的に整備するエリア内の駅南側の A エリアにおける基盤整備事業の事業化に向けて、事業計画に対する検討・協議や地権者様の合意形成を図ることを目的に、令和4年11月22日に「穂積駅南地区地権者協議会」を設立しました。協議会設立後、協議会を3回開催しました。

第1回 地権者協議会 (令和4年11月22日開催)

土地区画整理事業の仕組みや地権者様と行政のそれぞれの役割についての理解を深めるとともに、整備計画の考え方を説明した後、グループに分かれて、駅周辺に「欲しい機能・施設」や「欲しい建物」について意見交換を行いました。



協議会の様子

第2回 地権者協議会 (令和5年1月14日開催)

第1回協議会での意見交換のまとめや将来の駅周辺をイメージした「まちづくり目標」について意見交換を行いました。

また、計画している駅前広場等の公共施設や土地の規模感などをご確認いただくため、現地説明を実施しました。



協議会の様子



現地説明の様子

第3回 地権者協議会 (令和5年3月20日開催)

まちづくり目標の設定と公共施設の必要性をおさらいするとともに、今後の土地活用(自己利用含む)に向けて、土地区画整理事業における土地評価方法や平均減歩率の算出方法などについての説明を行いました。



協議会の様子

(1) まちづくり目標

こや~よ! 駅南  
~みんなで つなぐ 住みやすいまち~



- ・将来の目指すまちを実現するためには、まず駅周辺に人が来て、住むことが重要
- ・人が集まることのできるようなまちを目指していくことが重要

(2) 駅南地区で必要となる公共施設の整備



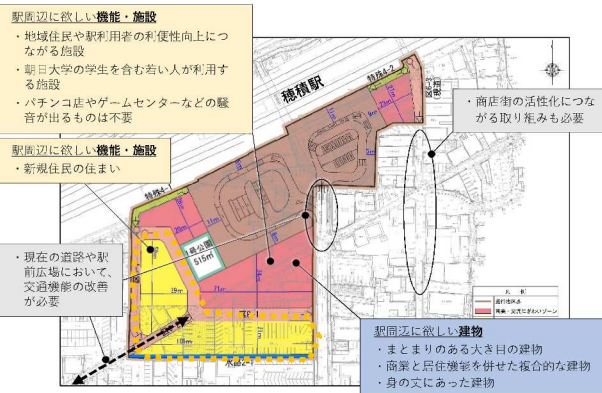
【主な公共施設整備の考え方】

1. 駅前広場 (約6,700㎡)
  - ① 将来乗降客数を20,000人と想定し、駅前広場の面積を確保
  - ② 通過交通を排除し、一般車と公共交通のロータリーを分離して配置
  - ③ 一般車のロータリー内に一時駐車場を設置
  - ④ 賑わい創出に資する広場空間を確保
2. 駅周辺の道路
  - 駅前広場の整備とあわせて、生活道路と駅へのアクセス道路の区分を明確化
  - ① 土地区画整理事業予定地区内は、土地利用に応じた幅員の区画道路を配置
  - ② 別府交差点の改良により、歩行者と自動車の主動線を分離

(1) 整備計画の考え方



(1) 第1回協議会での意見交換のまとめ



(2) 駅周辺のイメージ

- ・住んでいる人と新たに住む人が困らない、ちょうど良い施設が立地する“まち”  
⇒ 駅周辺居住者の利便性の向上
- ・集散機能を高めるとともに、駅に行きたくなくなるような“まち”  
⇒ 交通環境の改善
- ・できあがったまちを地域で守っていける“まち”  
⇒ まちの維持

(2) 意見交換の内容

- ・建物はある程度まとまっている方が良いが、身の丈にあった建物規模が良い
- ・駅周辺に住んでいる人・通勤・通学などで駅を利用する人が使う施設があると良い

【挙げられた施設】

スーパー、惣菜店、ドラッグストア、交番、マンション、コーポ、飲食店、カラオケ店、立体駐車場等